

令和8年第1回(3月)定例会に提出の陳情

受理番号	件 名	陳情の概要 (提出された陳情書の要旨を全文掲載)
陳情第1号	生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決の意義に則り、国の「対応策」の撤回と速やかな被害回復等を求める意見書の提出を求める陳情	富士見市議会として下記の要旨について、内閣総理大臣、厚生労働大臣、法務大臣、財務大臣に対して意見書の提出をお願いします。 ①生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決の意義に則り、国の「対応策」の撤回と速やかな被害回復等を求める。
陳情第2号	富士見市立放課後児童クラブ支援員の処遇の継承を求める陳情	放課後児童クラブの指定管理者の変更後に、現在の正規職員が現状と同等の身分及び労働条件が保証されるよう、市に対応を講じることを働きかけていただくことを求めます。
陳情第3号	富士見市放課後児童クラブ指定管理者変更に伴うサービス水準の維持に関する陳情	令和8年4月から富士見市放課後児童クラブの指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社(以下「シダックス」という。)が選定されましたが、子どもの生活の質と安全を守るために、現在行われている「個別に配慮が必要な子どもへの適切な支援」「手作りおやつ・昼食の提供」「17時30分の支援員付き添いによる班帰り」「地域のお祭りの主催」「子どもの自主性を育む会議や行事の運営」「自由な外遊び」等の具体的活動を、新年度以降も現行水準で確実に継続実施するようシダックスに対し、仕様書および協定に基づき富士見市に対応を講じるよう働きかけていただくことを求めるものです。
陳情第4号	富士見市放課後児童クラブ指定管理者候補者の資格に関する陳情	令和8年4月から放課後児童クラブの指定管理者としてシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社(以下「シダックス」という。)が選定されましたが、シダックスの事業計画は、富士見市放課後児童クラブ指定管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)の要件を満たしているとは言えず、選定候補者としての資格がなかったと考えられることから、富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会の選定の取消し及び再選定を、富士見市議会から富士見市長へ指導するよう働きかけていただくことを求めるものです。
陳情第5号	富士見市放課後児童クラブ指定管理者変更における「支援員継続雇用」の確実な履行に関する陳情	富士見市放課後児童クラブの指定管理者変更にあたり、子どもの安心・安全と育成支援の質を担保するため、選定時の提案(支援員の継続雇用と質の確保)を確実に履行するよう新事業者に対し、富士見市に対応を講じるよう働きかけていただくことを求めるものです。